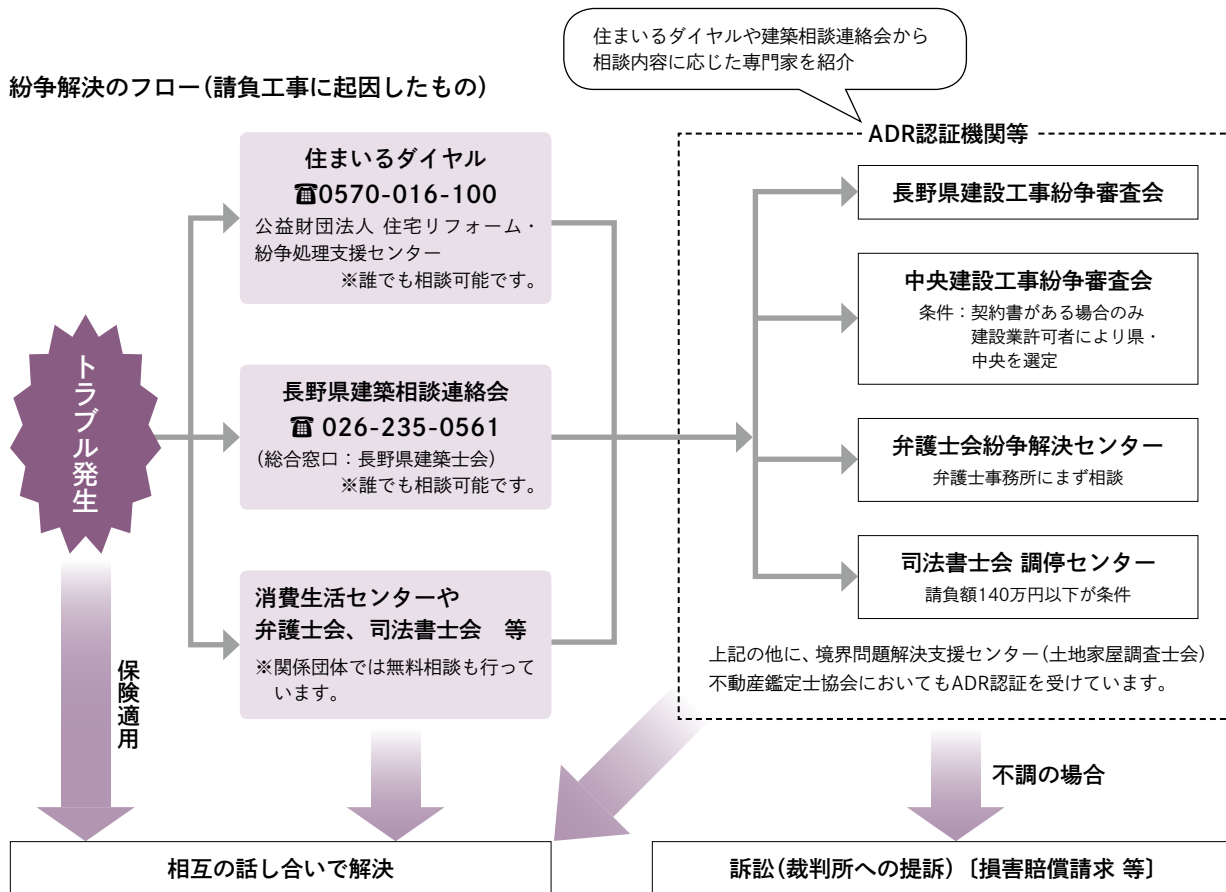


トラブルを想定した相談先を知っておく

事前の対応を行ったとしても結果的に契約不適合(瑕疵)が生じてしまったり、施工者との間でトラブルが発生してしまったりすることがあります。そのときは、まず当事者同士で話し合い解決することとなりますが、解決できない場合は専門的立場の第三者に相談することが近道です。

弁護士に相談し、訴訟を提起することもあります。時間と労力そして多額な費用が掛かることとなり、裁判である以上敗訴や損害額をすべて取り戻すことは難しいこともあり得ることを認識しておく必要があります。そのため、裁判はできる限り避け、ADR(裁判外紛争処理手続き：政府認証機関)の活用をおすすめします。ADR活用前においても、様々な相談機関がありますので活用をおすすめします。



※上記以外の相談機関もありますが、一般的にはこの流れがおすすめです。

まずは、設計、工事請負、工事監理における当事者間の契約書の取り交わしが重要です。

また、事前の対応としての既存建築物に関するインスペクションと瑕疵担保責任保険への加入も重要なポイントといえます。

用語解説

ADR：裁判外紛争解決手続、英語：Alternative Dispute Resolution; ADR)とは、訴訟手続によらない紛争解決方法を広く指すもの。紛争解決の手続きとしては、「当事者間による交渉」と、「裁判所による法律に基づいた裁断」との中間に位置する。ADRは相手が合意しなければ行うことはできないが、紛争解決方法としては、あくまで双方の合意による解決を目指すものと、仲裁のように、第三者によって法的判断が示されるものとに大別される。